

消防法等に基づく申請に対する処分の審査基準（案）について

1 目的

消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則及び本市火災予防条例に基づく申請に対する処分の審査基準を定めるため制定するものです。

2 主な内容

- (1) 防災管理対象物の点検報告における、特例の申請に対する処分の審査基準を定めました。
- (2) 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検の延長の申請に対する処分の審査基準を定めました。
- (3) 休止中の地下埋設配管の漏れの点検の延長の申請に対する処分の審査基準を定めました。

3 施行日

平成29年5月1日予定

4 参考資料

- (1) 申請に対する処分の審査基準、標準処理期間 総括表
- (2) 申請に対する処分の審査基準、標準処理期間 個票